

○篤志寄附基金条例の一部を改正する条例

篤志寄附基金条例(昭和51年4月生駒市条例第5号)新旧対照表

現行					改正案				
(基金の種類及び金額) 第2条 基金の種類及び金額は、次のとおりとする。					(基金の種類及び金額) 第2条 基金の種類及び金額は、次のとおりとする。				
種類		基金の額 (円)	寄附者	寄附の年	種類		基金の額 (円)	寄附者	寄附の年
基金名	目的				基金名	目的			
略					略				
市民のいのち を守る医療基金	略				市民のいのち を守る医療基金	略			
					<u>教育環境整備基金</u>	<u>生駒小学校の教育環境の整備資金(施設及び設備の整備に係るものを除く。)</u> に充てるため	10,000,000	南貞男氏	令和3年
						<u>生駒北小学校の教育環境の整備資金(施設及び設備の整備に係るものを除く。)</u> に充てるため	10,000,000	南貞男氏	令和3年
						<u>生駒北中学校の教育環境の整備資金(施設及び設備の整備に係るものを除く。)</u> に充てるため	10,000,000	南貞男氏	令和3年